

### 平成 29 年 雇用保険法の改正について

平成 29 年 1 月 1 日より、雇用保険の被保険者の適用が拡大され、入社時点で 65 歳以上の労働者についても適用対象となることは先日の事務所便りで紹介致しました。それに付随し、雇用保険の給付等の改正も踏まえた「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」が今年の 1 月 5 日に諮問されました。今年から来年にかけて多数の項目で改正が行われる予定ですので、内容を紹介致します。また、昨年の電通事件の判決を受け、過重労働にたいする制限への動きが加速していますので、政府の政策についても取り上げます。

#### 改正法のポイント

##### 1. 基本手当の充実（平成 29 年 4 月 1 日施行、②は 29 年 8 月 1 日施行）

①倒産・解雇等により離職し、被保険者であった期間が「1 年以上 5 年未満」の者の所定給付日数が引き上げられます。

	現行制度	改正後
30 歳～35 歳未満	90 日	120 日
35 歳～45 歳未満	90 日	120 日

②賃金日額の上限・下限の引き上げを行う。

③雇用情勢が悪い地域に居住する一定の受給資格者の給付日数を 60 日延長する暫定措置を 5 年間実施する。  
また、災害等の被害により離職した者の給付日数を原則 60 日（最大 120 日）延長可能とする。

④雇止めにより離職し、特定理由離職者と位置づけられた有期雇用労働者の所定給付日数を拡大する暫定措置を 5 年間実施（5 年間、「特定受給資格者」と扱う）

##### 2. 就職促進給付の対象拡大

①職業紹介事業者または特定地方公共団体による紹介により住居・居所を変更する必要がある場合も移転費の対象とする。

②移転費及び広域求職活動費を給付制限期間であっても支給できるようにする。

##### 3. 教育訓練給付の充実

##### 4. 育児休業給付の見直し

育児休業制度の改正により、育児休業を 2 年まで再延長することが可能となったことを受け、育児休業給付の支給期間を、子が 2 歳になるまで延長する。

##### 5. 返還命令等及び報告徴収の対象の追加

返還命令及び報告徴収の対象に「募集情報等提供事業を行う者」を追加する。

➡現在、雇用保険上の給付を不正受給した場合、その給付金の返還だけでなく、受給した金額の 2 倍の金額を納めなければならない罰則がありますが、その対象が拡大されました。

##### 6. 失業等給付に係る保険料率及び国庫負担率の時限的引下げ

失業等給付に係る保険料及び国庫負担額を 3 年間（29 年度～31 年度）時限的に引き下げる。雇用保険率を 1000 分の 2 引き下げて国庫負担率を本則の 10%とする。

## 長時間労働に対する政策

### 1. 36協定の残業時間に上限を設定

現在、労働基準法上では時間外労働をさせる場合には、36協定と呼ばれる労使の協定を提出することが必要となっており、労働時間には上限が設けられています。しかし、協定書に特別の条項を付け加えることで年に6回を限度として、原則の上限を上回っても罰則には問われないこととなっています。つまり、現状では6ヶ月分に関してはほぼ制限なく労働させることが可能となっていますが、このことが長時間労働・過労死の原因となっています。

このことを受けて、2019年施行を目指して法改正への動きが進んでいます。特別条項付きの36協定にも法的強制力のある上限を設定することとしています。過労死の認定基準が、「80時間超の残業が2～6ヶ月続く」状態であるほか、企業への立入り調査基準となる残業時間を月100時間から80時間へ引き下げたこともあり、80時間をラインとする声もありましたが、先日、法改正案の原案にて、**上限を60時間**とすることが決定されました。

特に今回の改正案で注目されているのは、業種の例外なく適用があることです。運送業等も60時間上限の適用を受けることとなります。ただし、繁忙期について1か月程度の短期間であれば100時間まで延長を可能とし、年間平均で60時間を上限とする考えのようです。完全な決定事項ではないため、今後の法改正情報にも大きな注目が集まりそうです。

いずれにしても、繁忙期等の残業は長時間労働につながりやすいため、今のうちから業務の効率化や会社の体制について対策を行い、少しずつでも時間外労働を削減する工夫が求められています。

## — 注目の助成金

### 三年以内既卒者等採用定着奨励金

#### 概要

学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主に対して支給されます。

#### 奨励金の対象者

以下の学校を卒業又は中退した者で、これまで通常の労働者として同一の事業主に引き続き12か月以上雇用されたことがない者。

- ①学校（小学校及び幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業者、または中退者
- ②公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練の修了者、または中退者

#### 奨励金の支給額

企業区分	対象者 (奨励金コース名)	1人目			2人目		
		1年定着	2年定着	3年定着	1年定着	2年定着	3年定着
中小企業	既卒者等コース	50万円	10万円	10万円	15万円	10万円	10万円
	高校中退者コース	60万円	10万円	10万円	25万円	10万円	10万円
それ以外の 企業	既卒者等コース	35万円	—	—	—	—	—
	高校中退者コース	40万円	—	—	—	—	—

#### 申請の流れ

- (1) 新卒求人の申込みまたは募集（労働局へ書類を提出する必要があります。）
- (2) 雇い入れ後、1年定着してから2か月以内に申請。

**お問い合わせは当事務所まで！**